

参加者の皆様からのご質問・ご意見とその回答

参加者からのご質問・ご意見

食品安全委員会

北海道

道南消費者協会連合会

<事前質問> 全般的なこと～ベクレル、シーベルト、放射線、放射性物質など、いろいろな言葉があり、わかりにくい。

一番ややこしいのが、ベクレルとシーベルトの違いだと思います。ベクレルは、放射線の大きさの単位です。放射能を含む食品を食べた場合、どのような影響を及ぼすのかを測るものさしがシーベルトです。

線は粒子が大きいのが、空気とかいろいろな分子があって人間の身体には、殆ど直接、影響は及ぼさないですが、食べてしまうと重い粒子が直接、細胞に悪さをします。粒子によって身体に対する影響が違います。

<事前質問> 健康への影響、子どもへの影響～体内に取り込まれた放射性物質による健康への影響はどのようなものか？おとなと子どもでどう違うのか？

これまでの動物実験や広島・長崎の例で、高い線量においては、大人より子どものほうが影響が大きいことが知られています。1シーベルトを超える高い線量あれば、そのような結果がはっきりと出ていますが、これよりも低い線量についての検証はまだされていません。

健康に対する影響については、放射性物質の種類によって、身体に蓄積し易いもの、影響を受けにくいもの等いろいろな性質があるので、性質に応じた対応が必要です。ヨウ素131は甲状腺にたまり易い性質があります。チェルノブイリでは、初期の対策が充分ではなかったため、今、いろいろな問題が起こっています。

どこがどのように蓄積し易いのか、どれくらい放出されているのかを見ながら、それに対応することが必要だと思います。一番問題なのがセシウム137ということで、これを中心とした対策が考えられている状況です。

<事前質問> 100mSvの根拠～生涯100mSv以上で健康影響の可能性があるとどういう意味なのか？また、その根拠はどのようなものなのか？

年間1mSv以下ということで、100mSvに積み上がるまでには100年間かかります。100年後にリスクの上昇が明らかになるということです。

厚生労働省の調査によると、福島県の標準的な食生活で、年間0.02mSv相当の食品由来の被曝量だろうとのこと。100mSvに積み上がるまでには5,000年間かかります。コープふくしまさんの新しいデータでは、年間0.013mSvということで、もっと低くなっています。殆どのご家庭では不検出という結果で、ちらほら、食生活によって数ベクレル摂取しているご家庭があったということです。

食品からの放射性物質が、我々の健康に何か影響を及ぼすかということ、5,000年ぐらい経過しないと出てこないということです。数値的にそのような状況にあると判断しています。

殆どの家庭では不検出ということは、食事に含まれる放射性物質の濃度が低すぎて、検査限界値以下であるということです。

精度の高いゲルマニウム半導体で100件測定したうち、95件は不検出と聞いています。検出されたものでも、厚生労働省の基準値よりも低い年間0.013mSv、0.015mSvという数値だったかと記憶しています。

<事前質問> 検査について～一部の食品しか検査していないが、問題ないのか？

これまで放射性物質が検出されたところと隣接している17都県を対象に、これまでに50ベクレル/kg以上検出されている対象品目（野菜類、果実類、きのこ・山菜類、肉、穀類、乳、水産物、茶、はちみつ）について、収穫前に検査をして安全性が確認されたもののみ出荷できる体制をとっています。

17都県のこうした取組の他に、北海道を含む各自治体等では、食品衛生法に基づき、流通している食品について検査をしています。流通しているものも汚染されていないか確認検査を実施し、ホームページで結果を公表しています。基準値を超えていることが報告されれば、新聞、テレビ等の報道でも確認していただけます。

<事前質問> 水産物について～大間のマダラは大丈夫でしょうか？（幼い孫の食事に気をつけています。）海産物の産地表示とトレーサビリティについて。

事故発生以来、北海道、青森県は、周辺海域のモニタリング調査を継続しています。津軽海峡のマダラの放射性セシウムの値は基準値以下です。

今年6月と8月に青森県でマダラから基準値を超えるセシウムが検出されています。場所は八戸沖、それと三沢沖です。現在、国は青森県に対し、マダラの出荷制限指示を出しており、津軽海峡は出荷制限区域から外れています。ということで、津軽海峡のマダラについては通常通り食べていただけます。

マダラの回遊についてですが、大間のマダラ、すなわち津軽海峡のマダラは、陸奥湾産卵群という群れが主力です。これは青森県の陸奥湾で産卵して、津軽海峡を通過して北海道周辺に回遊してくるという群れです。したがって、この群れは南の方から渡ってくる群れとは違います。100%この周辺で獲れるマダラがその陸奥湾産卵群であるとは断定できませんが、主群は陸奥湾産卵群なのです。ちなみに、福島県の方から渡ってくるマダラは太平洋北部系群と言い、茨城県から青森県の尻屋崎ぐらまで回遊する魚の群れです。水産総合研究センター（元は国の研究機関）の報告によると、北海道系群はまた別におり、陸奥湾の太平洋北部系群の主流は北の方にまでは来ないということです。ただし、北海道の海域にも太平洋北部系群がしみ出してきていることは、おそらく間違い無いだろうと水研センターは言っています。

補足的な判断材料になりますが、マダラを含む魚類のセシウムの排出機能についての東大の研究チームの見解が、最近、新聞記事になっていました。マダラに限らず、全て魚類は吸収したセシウムをエラから放出しながら泳いでくるという内容で、これについては水研センターも同様の報告をしています。セシウムの生物学的半減期は、大体50日ぐらいで半分になるとのことです。仮に福島県の方からマダラが泳いできたとしても、そのままの放射線のレベルで北海道の近くまで来ることはなく、かなりレベルは下がることになると思います。

4点の判断材料を提供させていただきましたが、これらから大間のマダラの安全性について判断していただければと考えています。私どもの判断基準として、基準値100Bq/kgという事に照らしてどうなのかということでご説明をさせていただいております。

海産物全体の安全性については、北海道周辺につきましては、昨年からは北海道のほとんどの魚について770回ほど検査を実施しています。その結果、マダラを除いた魚については、現在はほとんどと言っていいくらい検出されていません。

原発事故発生後に、表層魚について、やや心配な数値が全国的に出て、北海道近辺も同様に若干高い数値

が出たのですが、その後は出なくなっています。今出ているのは福島県を中心とする海域の底魚で、依然として高いのが時々出ます。ヒラメ・メバル・アイナメ・マダラなどです。それらの中で北海道にまで来る魚は、今のところ考えられるのはマダラだけのようです。青森県が現実的に2回ほど基準値を超えていますし、北海道に近接している海域であることは確かですから、我々としては特にマダラを重点的に今調査しています。事故以来、魚を770回検査していますが、その内の160回をマダラに費やしています。特にマダラについては几帳面にやっているということをご理解をいただきたいと思います。

産地表示については JAS 法で規定されています。水産物の場合は、生産した水域名を表示する。これができない場合は、水揚げ港、あるいは水揚げ港のある都道府県名でもよいとなっています。

更に、水産庁がガイドラインを作っています。基本的には水域名で示します。例えば、北海道の海域で獲れたものは北海道海域、噴火湾で獲れたものであれば噴火湾海域、渡島近辺であれば渡島太平洋海域、という様々な示し方があります。出来るだけ消費者の皆様方に解っていただける示し方をして下さいという指導内容になっています。

また、昨年10月、各生産者団体や流通関係団体などに、具体的に北海道海域と示す場合にはどういう考え方で示すのか、という通知が出されました。北海道の漁業の場合は、大体、知事許可漁業とか共同漁業権漁業などの所属船が、ほぼ決まった場所で魚を獲っています。北海道知事が許可を出した北海道内の漁協の所属船が、例えばカレイを獲る場合、そのエリアは北海道海域と表示した方が良くとしています。北海道産となっていれば、北海道の知事許可なり共同漁業権なりの範囲で、北海道の漁協の所属船が操業して獲ったものとなります。ガイドラインですから強制力は無く、これに沿わなかったから偽装表示ということにはなりません、できるだけ誤解の無い、わかりやすい示し方をする様にと指導がされています。

ご質問の中で、トレーサビリティはどうなっているのかということですが、非常に鋭いご質問だと思います。その産地表示は分かりました、しからばそれをちゃんと証明する様な仕組みはできているのか、果たして本当にその海域で獲れたものなのかという、その仕組みを教えてくださいという質問だと思います。この放射能問題が起って、特にその辺が注目されているであろうと思います。

水産物については、私どもの課で平成 18 年にトレーサビリティの手引き書というのを作って、ホームページで公表しています。しかし、トレーサビリティというのは、牛肉問題ですとか、生産者が作り出したものを中心に検討して取り組まれてきました。水産物の場合は、養殖魚について、どういう餌を与えたかのか、どういう抗生物質を与えたのかという履歴を追いかける様にする取り組みが、まず進んでいます。

北海道は、海産養殖業というのはほとんどありません。

一般的に、天然の海から大量に獲って短期間のうちに市場に卸されて売りさばかれるという水産物については、どこで獲れたのかということが一番注目されていることであり、皆様方の関心事だと思います。これについて、本来のトレーサビリティで管理していく仕組みは、残念ながら天然の水産物については、あまり行われていないというのが現実です。

それではどのように管理したらよいのかということになりますが、まず、生産者が市場に実際にきちんと報告をするということが大切になります。漁業協同組合がきちんと所属船の管理をし、1隻だけで単独で操業することは普通ありませんので相互監視という形で各船団に徹底してもらうことです。そして、市場の方に「どこどこで獲れました」ということを正しくきちっと報告し、市場から買い受け人さんに、それから買い受け人さんから消費地市場の管理人さんに、そして小売りさんにと、きちんと情報を伝達していくという取り組みに尽きるのではないかと思います。物理的な仕組み作りということも勿論必要でしょうけれども、今現在は、そういうことをまず基本的にやっていただかなければなりませんし、そうしていただく様に我々も指導をしております。

水産物の産地表示について、漁業者はいろいろな海域に魚を捕りに行き、水揚げした港が生産地となっているので、どこで捕ってきたのか表示して欲しいと思います。どこの地域にどのような魚がいるのか教えて欲しい。海は海流があるので、海水にどのくらいリスクがあるのか日々心配しています。

また、地球環境の中で私たちは放射線を浴びているので、食品だけでは5,000年かかってモリスクはないと言われても、食品による被爆だけではないので、今後も調査を続けて、知らせていただきたい。消費者協会としては、情報を正しく知りたいと思います。情報を伏せている部分がたくさんあると思いますが、そういう部分を教えていただきたい。

道内の魚の回遊について、子どもたちにもわかるような資料はあるのですか？

魚の回遊については、わからないことが非常に多いです。事故後、マダラの回遊はどうなっているのかということになりましたが、様々な研究機関でも解明されたものはありません。そのため、国は予算をつけて水産総合研究センターでマダラの生態を調査し始めているところです。太平洋北部系群とか陸奥湾産卵群という基本的な考え方には間違いはないことが確認されていますが、どの程度北海道海域まで浸み出しているのか、放射性物質を浴びるメカニズムのようなものは、はっきりしていません。

北海道沿岸の水産物の生態は大体わかっていますが、わかっていない部分もあるので、これからも北海道周辺の水産物の生態を調査していかなければならないと思っています。

(北海道大学大学院水産科学研究院 一色教授)

水産物だけではなく、全ての食品にリスクはあります。大きなリスクか、小さなリスクかという考え方をしていただきたいと思います。

原子力発電所事故後、かなり上手に管理ができているという印象があります。むしろ科学的根拠をもって食品の安全性を確保する担当の科学者の数が我が国は少なすぎると思います。地方自治体もそうだとと言えます。道立衛生研究所は、長い間、空間放射線量を測定し続けてきました。このことにより、昔ほど高くないことが解って、現在はこのくらいの線量だから死なないという説明ができます。科学を根拠にリスクを計っていくことは非常に大切です。皆さんもマスコミ報道等で心配なことがありましたら、その科学的根拠についての説明を求めるようになっていただきたい。そのような消費者になっていただきたいと思いました。

(道南消費者協会連合会 岩船会長)

消費者側からすると、本日の日程設定が妥当なのか大いに疑問に思います。日程を考慮しないと各年代からの意見は得られない。

今回の政府の事故対応は非常にまずかったと思います。基準値が度々変わり、我々はどこを信じていいのかわからない。しっかりとしたリーダーシップを持って、我々を指導していただきたい。

また、政府の信頼度が低くなっていると思います。食品安全委員会からも、政府にしっかりと物を申し出ていただきたい。

消費者庁長官も次々と変わり、こんなに不信任を持った事はありません。福島原発事故の処理もこれからどうしていくのか、我々消費者は注意深く見つめて、どんどん物を申し出ていかななくてはならない。

今日は、少しは勉強になったかと思います。